

令和 3 年 6 月 2 日

保護者のみなさま

島本町立第二中学校
校長 松本 剛

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う町立学校園の対応について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

緊急事態宣言が令和3年6月20日まで延長されることが決定されました。それに基づき、下記のとおり対応いたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。変更が生じた場合は、再度お知らせします。

記

1 期間

令和3年6月20日（日）まで

2 授業について

- (1) 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態・1学級40人を継続します。ただし、感染リスクの高い活動は実施しません。

【制限する教育活動等】

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等

- (2) 感染拡大により不安を感じて登校できない場合は、個別の学習支援を行います。その際、ご家庭・ホームにパソコン、タブレット等がない場合は、必要に応じて学校のタブレットを貸し出します。

【実施例】

- ・学習プリント等を課題として配布、回収、添削、指導
- ・ウェブ会議システム等の利用によるやり取りと、プリント学習の組み合わせ など

3 遠足・校外学習について

- (1) 修学旅行について、1学期に予定されているものについては、2学期以降に延期します。
- (2) 遠足・校外学習については、中止もしくは延期します。

4 部活動について

部活動は原則休止とします。

ただし、次の(1)又は(2)の場合に限り、時間を短縮して実施してもよい。なお、いずれの場合においても、活動にあたっては以下の点に留意すること。

- ・活動を行う場合は、保護者の同意を得ること。
- ・十分な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い活動は行わない。
- ・更衣時の身体的距離を確保するとともに、更衣室内の会話を制限する。
- ・登下校時や試合会場等への移動時において、生徒同士による飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底する。
- ・練習試合や合同練習は禁止とする。

(1) 公式な大会やコンクール等への参加及び参加に向けた活動

十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクール等については、主催者による感染症対策を確認の上、参加することも差し支えありません。参加にあたっては、学校においても十分な感染症対策を講じること。

上記大会等への参加に向けて、学校が必要と判断し、活動を行う場合には、熱中症対策の観点を踏まえ、以下を遵守すること。

ア 暑熱順化に必要な期間を含め、活動開始を大会等期間の初日から起算して5週間前とし、段階的に活動を行います。

(ア) 第1段階（活動開始の2週間）

平日4日、1日1時間以内の活動とします。暑熱順化を意識した活動とし、活動内容は段階的に高めていきます。

(イ) 第2段階（大会直前の3週間）

平日4日、1日1時間以内、休日1日、1日2時間以内の活動とします。

イ 公式な大会等が終了した場合は、緊急事態宣言下における活動を休止とします。ただし、次の大会等の予定がある場合は、上記によるものとします。

- (2) 公式な大会等がなく4月15日以降活動ができていない文化部
平日4日、1日1時間以内の活動を可とします。

以上